

令和6年度 竹富町立波照間小中学校いじめ防止基本方針

平成26年2月策定

平成30年3月改訂

1 波照間小中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

竹富町立波照間小中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する「波照間小中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

- ① いじめとは、当該児童・生徒等と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ② いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいい、いじめが起こった場所は、学校内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとする。

(3) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子どもが十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、国や県、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織【別図1】

(1) いじめ防止対策委員会（必要に応じて開催）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、当該学級担任からなるいじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) いじめ防止緊急対策委員会（重大事態及び緊急を要する事案が発生した場合に開催）

構成員：上記のいじめ防止対策委員会に係る教職員及びPTA会長、民生委員、警察署（駐在）
竹富町教育委員会、その他関係機関

(3) 職員会議及び特別支援委員会での情報交換及び共通理解

毎月1回、特別支援会議で配慮を要する児童生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。職員会議（全職員） 特別支援会議（担当職員→小中各部会で共通確認）

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組【別表1】 年間指導計画【別表2】

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童生徒や保護者からいじめにより重大

事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

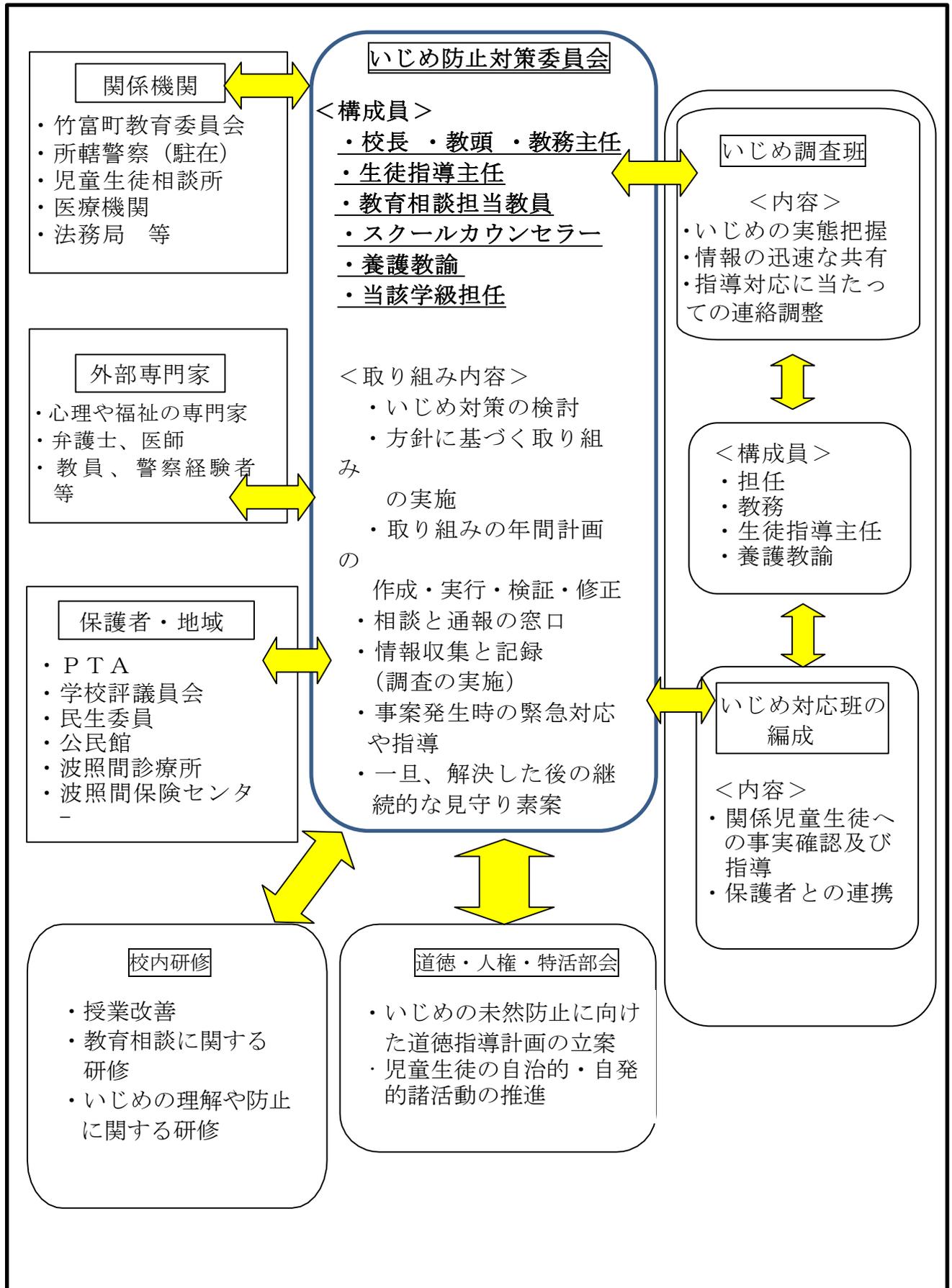
5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童生徒の保護を第一に、いじめを行った児童生徒に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していくこととする。

【別図1】学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



【別表1】学校全体としての取組

		児童生徒へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童生徒への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの 早期対応	暴力を 伴う いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景による根本的な解決 ○関係機関（警察、児童生徒相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を 伴わない いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為が わかりにくい いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係がない児童生徒		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童生徒の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成 	

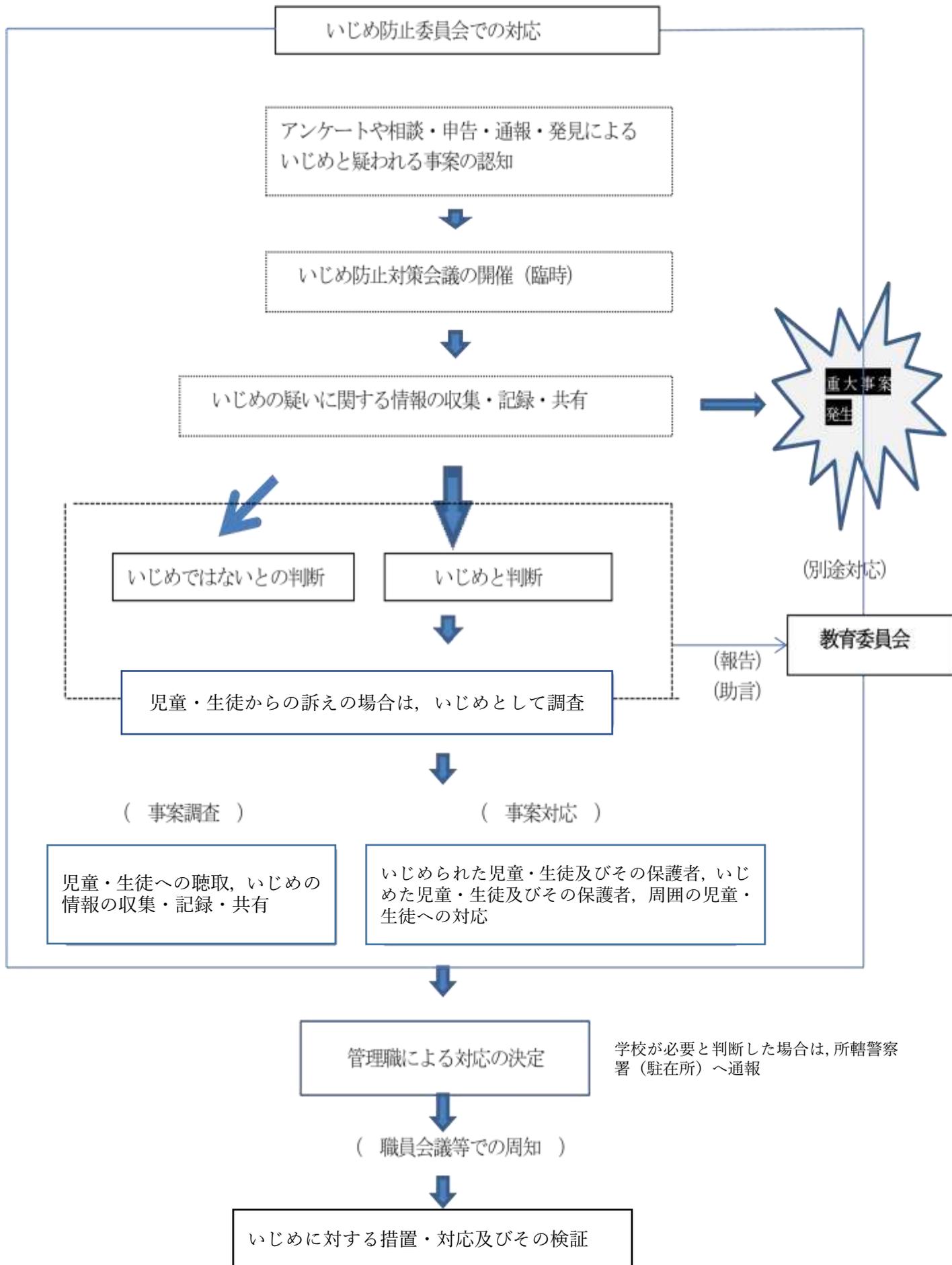
II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけ

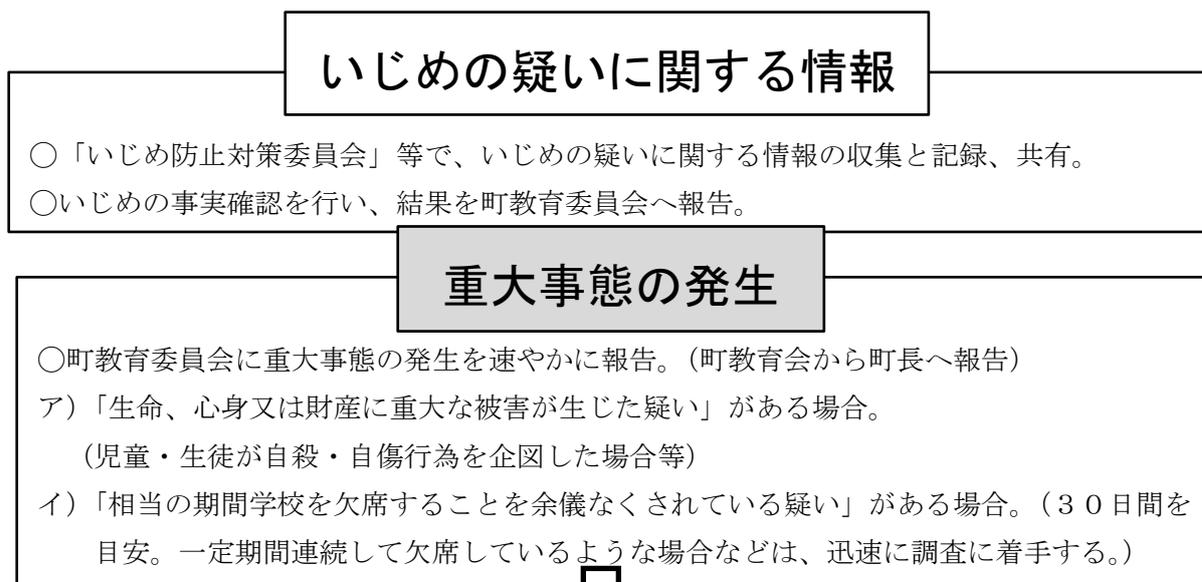
【別表2】 波照間小中学校 いじめ防止のための年間指導計画

	教職員の活動	児童・生徒の活動	保護者への活動
4月	◎職員会議にていじめ防止基本方針について職員全体で確認 ○生徒指導・支援打合せ・いじめ防止対策に関わる共通理解・情報交換	・学級開き・人間関係づくり・学級ルールづくり【学級活動】 ・学校生活アンケートの実施（人権の日）	・いじめ防止対策についての説明・啓発【PTA総会など】
5月	○生徒指導・支援打合せ ・児童，生徒に対する情報交換 ・教育相談週間（スクールカウンセラーへのつなぎ）	・教育相談アンケートの実施（スクールカウンセラーとの面談）	・保護者との情報交換【家庭訪問】
6月	○生徒指導・支援打合せ ・児童，生徒に対する情報交換 ・平和学習の計画	・行事を通じた人間関係づくり【幼小中合同運動会】 ・平和学習（人権）の取り組み ・学校生活アンケートの実施（人権の日）	
7月	○生徒指導・支援打合せ ・児童，生徒に対する情報交換	・学校生活アンケートの実施（人権の日）	・保護者との情報交換【個人面談（小）・三者面談（中）】
8月			
9月	○生徒指導・支援打合せ ・児童，生徒に対する情報交換	・学校生活アンケートの実施（人権の日）	
10月	○生徒指導・支援打合せ ・児童，生徒に対する情報交換 ・教育相談週間（スクールカウンセラーへのつなぎ）	・教育相談アンケートの実施（スクールカウンセラーとの面談） ・行事を通じた人間関係づくり【幼小中合同駅伝大会】	
11月	○生徒指導・支援打合せ ・児童，生徒に対する情報交換	・学校生活アンケートの実施（人権の日）	
12月	○生徒指導・支援打合せ ・児童，生徒に対する情報交換	・人権週間・人権集会 ・学校生活アンケートの実施（人権の日）	・保護者との情報交換【個人面談（小）・三者面談（中）】
1月	○生徒指導・支援打合せ ・児童，生徒に対する情報交換	・学校生活アンケートの実施（人権の日）	
2月	○生徒指導・支援打合せ ・児童，生徒に対する情報交換 ・教育相談週間（スクールカウンセラーへのつなぎ）	・教育相談アンケートの実施（スクールカウンセラーとの面談）	
3月	○生徒指導・支援打合せ ・児童，生徒に対する情報交換 ・教育計画の見直し	・学校生活アンケートの実施（人権の日）	

7 波照間小中学校いじめ事案への対応フロー図



8 重大事態への対応フロー図（生命・不登校）



町教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

学校が調査主体の場合・・・町教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

学校に重大事態の調査組織を設置（いじめ防止緊急対策委員）

※組織の構成については専門的知識を有している者、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

※第22条及び波照間小中学校いじめ防止基本方針2の(2)に基づく「いじめ防止緊急対策委員会」を母体

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※学校側に不都合があったとしても、事実をしっかり向き合い、対応に当たる。

いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で経過報告）

※関係者の個人情報に十分配慮するが、個人情報保護をたてに説明を怠るようなことはしない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童・生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調

調査結果を町教育委員会に報告 ※町教育委員会から町長に報告

※いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・生徒又はその保

調査結果を踏まえた必要な措置

町教育委員会が調査主体の場合・・・町教育委員会の指示のもと、必要な資料や情報を提供。

9 関係法規（抜粋）

いじめ対策防止推進法 2 条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ対策防止推進法 8 条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ対策防止推進法 9 条（保護者の責務等）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ対策防止推進法 13 条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

いじめ対策防止推進法 28 条（※重大事態への対処 学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

いじめ対策防止推進法 34 条（学校評価における留意事項）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。